

## ホームページ作成、公開に関するガイドライン

周南市立徳山小学校

### 1 ホームページ公開のねらい

- (1) 児童や保護者、地域の人々など様々な方へ本校の教育活動の取り組みを広く PR し、学校に興味を持って頂くとともにその周知を図る。
- (2) 学校行事などの情報を公開し、学校に来やすい環境を整えることで地域の開かれた学校としての機能を果たす。

### 2 ホームページの内容

- (1) 日々の教育活動、学校の様子
  - (2) 年間、月間、週予定、学校からのお知らせ
  - (3) 愛校当番、推進隊、吹奏楽部等特色ある活動
  - (4) その他の活動
- 大きく分けて、以上の内容を公開する。

### 3 個人情報の保護

情報を公開するにあたり、以下の事に十分配慮すること。

- (1) 児童個人が特定できるような写真の掲載はしない。  
写真を掲載する場合は、背面からの写真を選ぶか、モザイクをかける。
- (2) 児童または職員のプライバシーの侵害となるようなものは掲載しない。  
(名前、住所、電話番号、その他個人が特定できるもの)

### 4 著作権について

- (1) 本校の著作に関しては、全て周南市立徳山小学校が権利を有する。
- (2) 他で公開されているホームページ、文章、音楽、画像等を利用する場合は、その著作権に十分注意する。利用する場合は権利者の許可を得るか、著作権フリーのものを利用する。

### 5 作成、更新等の手順

- (1) 内容の起案、作成等はホームページ担当主任または担当が行う。
- (2) 作成上の留意事項
  - ・誤字、脱字、レイアウトミスに十分気をつけること。
  - ・閲覧者に誤解を生むような情報、不正確な情報は公開しない。
  - ・他人の誹謗、中傷を含む内容を掲載しない。

- (3) ホームページの定期的な更新に努め、少なくとも1週間に1回は更新すること。
- (4) 児童や保護者等から掲載内容の変更または削除を求められたときは、速やかに訂正または削除をする。
- (5) 掲載した内容や情報がその目的を終了したとき（年度末など）、その掲載を終了することができる。

## 6 その他

- (1) 本ガイドラインに掲載されていない事項については、その都度学校長と協議し、その趣旨の範囲で運用できるものとする。
- (2) 本ガイドラインは2015年（平成27年）6月2日に遡って施行する。